

医療機関（健診実施機関）から 定期通院者に対する健診受診勧奨マニュアル

[目次]

医療機関における 特定健診・後期高齢者健診の受診勧奨時期について	p 1
受診勧奨の流れ	p 2～4
受診勧奨に関するQ&A	p 5～6

令和6年度 福井県保険者協議会

医療機関における 特定健診・後期高齢者健診の受診勧奨時期について

県内の特定健診・後期高齢者健診の受診率は伸び悩んでおり、受診率向上に向けて、各保険者が様々な施策を行っております。

福井県保険者協議会では、「健診受診勧奨体制構築事業」として、医療機関（健診実施機関）から定期通院者に対する健診受診勧奨をスムーズに行うための体制を考案いたしました。

医療機関におかれましては、例年「特定健診受診体制向上事業（みなし健診）」を実施していただいている機関もございます。以下に健診受診勧奨時期をまとめましたので、ご参照ください。

[健診受診勧奨時期]

実施時期	～6月	7月～9月	10月～2月
名 称		健診受診勧奨体制構築事業	特定健診受診体制向上事業
手 段	通常どおり	受診勧奨シートによる 受診勧奨	診療情報提供による みなし健診
対 象 と な る 健 診		特定健診 後期高齢者健診	特定健診のみ

↑

今回
御協力をお願いする
取組みです

↑

参加医療機関に
通知されます

受診勧奨の流れ

はじめに

保険者協議会から配布される
「特定健診・後期高齢者健診 受診勧奨シート」
(以降、「受診勧奨シート」と記載) を
受付に備えておく。

特定健診・後期高齢者健診 受診勧奨シート

対象者氏名:
<input type="checkbox"/> 国保・国組…40～74歳の全加入者
<input type="checkbox"/> 健保（協会・組合）・共済…40～74歳の被扶養者
<input type="checkbox"/> 後期高齢者…75歳以上および一定の障害のある 65歳以上の加入者

●今年度の健診・人間ドック受診状況

受診済・受診予定あり → 効率対象外（終了）

未受診・受診予定なし

対象者に针对し健診受診勧奨を実施

●健診受診券の有無に応じた対応

有 → 受診日にマイナンバーカードまたは保険証
と共に持参指示

無・不明 → 受診日までに保険加入先（後期高齢者の
場合、居住市町）にて発行依頼指示

1. 受付時（受付）

①定期通院者からの保険証またはマイナンバー
カードの提示により資格確認を行う。

②加入する保険の種別に応じて
チェックを入れる。

該当がない場合は
受診勧奨は不要ですので、
シートを使用しないでください。

③「受診勧奨シート」の
【対象者氏名】欄に
通院者の氏名を記入する。

④「受診勧奨シート」をカルテにはさむ。

(※電子カルテの場合)
患者が診察室まで持ち歩く資料や
ファイルに添付する等の方法で、
受付から担当医師への受け渡しを行ってください。

(拡大版)

特定健診・後期高齢者健診 受診勧奨シート

★使用期間：令和6年7月1日～9月30日

対象者氏名:
<input type="checkbox"/> 国保・国組…40～74歳の全加入者
<input type="checkbox"/> 健保（協会・組合）・共済…40～74歳の被扶養者
<input type="checkbox"/> 後期高齢者…75歳以上および一定の障害のある 65歳以上の加入者

●今年度の健診・人間ドック受診状況

受診済・受診予定あり → 効率対象外（終了）

未受診・受診予定なし

対象者に针对し健診受診勧奨を実施

●健診受診券の有無に応じた対応

有 → 受診日にマイナンバーカードまたは保険証
と共に持参指示

無・不明 → 受診日までに保険加入先（後期高齢者の
場合、居住市町）にて発行依頼指示

2. 診察時（医師）

①今年度の健診受診状況について患者に確認を行い、「受診勧奨シート」にチェック。

【 受診済・受診予定 】 → 勧奨対象外
終了（シートをカルテに戻す。）

【 未受診・受診予定なし 】

②本院での特定健診（40歳～74歳）

あるいは後期高齢者健診（75歳以上）の受診を勧める。

（健診受診を希望しない場合 → 終了
(シートをカルテに戻す)）

（健診受診を希望する場合）

③患者が健診受診券を所有しているか確認し、「受診勧奨シート」にチェック。

・所有している場合

【 有 】 にチェック。

受診日に、マイナンバーカードまたは保険証と一緒に健診受診券を持参するよう患者に伝える。

・所有していない場合（または所有しているか不明な場合）

【 無・不明 】 にチェック。

受診日までに加入保険者（後期高齢者の場合、居住市町）に連絡して受診券を交付（または再交付）してもらうよう患者に伝える。

特定健診・後期高齢者健診 受診勧奨シート
★使用期間：令和6年7月1日～9月30日

対象者氏名： <hr/>
<input type="checkbox"/> 国保・国組…40～74歳の全加入者
<input type="checkbox"/> 健保（協会・組合）・共済…40～74歳の被扶養者
<input type="checkbox"/> 後期高齢者…75歳以上および一定の障害のある 65歳以上の加入者
● 今年度の健診・人間ドック受診状況
<input type="checkbox"/> 受診済・受診予定あり ➡ 勧奨対象外（終了）
<input type="checkbox"/> 未受診・受診予定なし
対象者に対し健診受診勧奨を実施
● 健診受診券の有無に応じた対応
<input type="checkbox"/> 有 ➡ 受診日にマイナンバーカードまたは保険証 と共に持参指示
<input type="checkbox"/> 無・不明 ➡ 受診日までに保険加入先（後期高齢者の 場合、居住市町）あて発行依頼指示

3. 会計時（受付）

- ① 「受診勧奨シート」の
【 健診受診券の有無に応じた対応 】の
チェック欄を確認する。



- ・【 有 】にチェックあり
**受診日に、マイナンバーカードまたは
保険証と一緒に健診受診券を持参するよう
患者に伝える。**

- ・【 無・不明 】にチェックあり
**受診日までに加入保険者
(後期高齢者の場合、居住市町) に
連絡して受診券を交付(または再交付)
してもらうよう患者に伝える。**

特定健診・後期高齢者健診 受診勧奨シート
★使用期間：令和6年7月1日～9月30日

対象者氏名：_____

国保・国組…40～74歳の全加入者
 健保(協会・組合)・共済…40～74歳の被扶養者
 後期高齢者…75歳以上および一定の障害のある
65歳以上の加入者

●今年度の健診・人間ドック受診状況
 受診済・受診予定あり → 勧奨対象外(終了)
 未受診・受診予定なし

↓

対象者に対し健診受診勧奨を実施

●健診受診券の有無に応じた対応
 有 → 受診日にマイナンバーカードまたは保険証
と共に持参指示
 無・不明 → 受診日までに保険加入先(後期高齢者の
場合、居住市町)あて発行依頼指示

使用期間が過ぎたら勧奨終了

使用期間(令和6年7月1日～9月30日)
が過ぎたら、
残った「受診勧奨シート」は
廃棄してください。

特定健診・後期高齢者健診 受診勧奨シート
★使用期間：令和6年7月1日～9月30日

対象者氏名：_____

国保・国組…40～74歳の全加入者
 健保(協会・組合)・共済…40～74歳の被扶養者
 後期高齢者…75歳以上および一定の障害のある
65歳以上の加入者

受診勧奨に関するQ & A

Q 1 : 対象者は誰か。

A 1 : 特定健診・後期高齢者健診を実施している医療機関へ、定期的に通院している方が対象となります。

特定健診・後期高齢者受診対象者のうち、「定期的に通院しているから」という理由で受診しない方への健診受診を促すことを目的としています。

Q 2 : 「特定健診受診体制向上事業（みなし健診）」との違いは何か。

A 2 : 「特定健診受診体制向上事業（みなし健診）」は、特定健診に相当する診療情報を、医療機関から保険者へ情報提供する制度です。

本マニュアルの受診勧奨は「健診受診勧奨体制構築事業」に基づくもので、かかりつけ医からの受診勧奨をしていただく制度です。

[事業の比較]

	健診受診勧奨体制構築事業	特定健診受診体制向上事業 (みなし健診)
実施時期	7～9月	10～2月
対象者	定期的に通院されている方	保険者からの通知を持参した特定健診未受診の方
手段	受診勧奨シートを用いて、かかりつけ医から受診勧奨してもらう。	特定健診の項目を満たす診療情報を、県医師会を経由して保険者に情報提供
対象健診	特定健診・後期高齢者健診	特定健診のみ
実施機関	特定健診・後期高齢者健診を実施する医療機関	特定健診を実施しない医療機関も含む
健診の実施	健診等を未受診の方に受診券を持参してもらい、実施する。	診療情報を提供する場合、実施しない。

Q 3 : 混合医療に当たらないのか。

A 3 : 保険での治療と健康診断を同時に実施すること自体は、混合医療に当たらないことを診療報酬支払基金福井支部に確認済です。

ただし、レセプト上では再診料を算定できません。

保険者側から医療機関に対して、再診料の算定漏れと誤解されることを防ぐため、一般診療分のレセプトの摘要欄に、「**再診料は健診にて算定済**」などのコメントを残すことが望ましいです（レセプトの記載要領では特に明記がないため、摘要欄への記載を必ずしも求めるものではありません）。

Q 4 : 電子カルテを使用している医療機関ではどうすればよいのか。

A 4 : 患者が診察室まで持ち歩く資料やファイルに添付する等の方法で、受付から担当医師への受け渡しを行ってください。

Q 5 : 「受診勧奨シート」がなくなった場合、どうすればよいのか。

A 5 : 受診勧奨終了となります。事務局から追加のシートをお送りすることはありません。ただし、差し支えなければ、シートの複写や、保険者協議会ホームページからのダウンロードにより、受診勧奨期間中お使いください。

Q 6 : 「受診勧奨シート」の使用期間が過ぎたらどうすればよいのか。

A 6 : 使用期間が過ぎましたら、残った「受診勧奨シート」は使用せずに廃棄してください。

(健診受診勧奨体制構築事業についての連絡先)

福井県保険者協議会事務局

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部健康医療局健康政策課 伊藤

TEL 0776-20-0697

FAX 0776-20-0726